

コラム・震災直後対策	32201	復興基金	制度外の被害	設立方法	運用
------------	-------	------	--------	------	----

● 「復興基金」による制度外の復旧需要への対応

1. 復興基金の役割・実績

役割： 既存の災害復旧制度は、大規模災害には十分対応できない。「復興基金」は、災害復旧・復興において、公的資金の支出ができないあるいは困難な事業を行い、既存制度の不備を補完する点に特徴がある。これによって、被災者の救済・自立支援や被災地域の総合的な復興対策を現地の判断・発意に基づいて弾力的・機動的に進める役割をもつ。

実績： 雲仙岳災害対策基金（雲仙・普賢岳噴火：1991）が始まりで、その後、北海道南西沖地震における災害復興基金（1993）、阪神・淡路大震災復興基金（1995）、新潟県中越大震災復興基金（2004）、能登半島沖地震復興基金（2007）、東日本大震災復興基金（2015）等の実績がある。

2. 復興基金の設立方法

条例方式と財団方式があり（表1）、北海道南西沖地震以外では条例方式で設立された。財団方式の特徴は、迅速性・弾力性が高い。条例方式では議会承認等の手続きが必要であるのに比べて、財団方式では運用団体の裁量で進めることができる。

更に、新潟県中越大震災復興基金では、原資の「民金」への変換が行われ（参考）、運用面での迅速性・弾力性を高めた。

表1 復興基金の設立方法と特徴

設立方法	根拠法等	特徴
条例方式	・地方自治法第241条の規定に基づく基金条例によって設置	・地方公共団体の行政施策との整合性を図りやすい ・設立は簡便であるが、支援事業の実施に際して、予算の議決などの執行手続きに時間を要する
財団方式	・財団法人を設立して設置	・公益活動を迅速かつ弾力的に実施できる ・人的・物的施設の配置が必要になる ・財団法人の継続性という観点から検討を要する

[参考]新潟県中越大震災復興基金の「民金」への返還スキーム

- ① 県が復興基金に貸付けるための資金を市中銀行から利率2%で借りる。
- ② 県は市中銀行から調達した資金を復興基金に無利子で貸付ける。
- ③ 復興基金は、県から借り入れた資金で、市中銀行が保有する県に対する貸付債権を購入する。
- ④ 結果、復興基金は県に対して貸付債権をもつことになり、市中銀行の貸付利子2%が基金に移転する。
- ⑤ 県の市中銀行からの借入金利子は国の交付税措置によって賄う。

3. 復興基金の原資

復興基金の原資は多様で、地方債・義援金・宝くじ収益金補助金・国庫補助金・特別交付税等が充当される。新潟県中越大震災復興基金（2004）では地方債を発行し、北海道南西沖地震における災害復興基金（1993）では全て義援金であった。東日本大震災では、低金利状況で運用型基金は有効ではないとして、特別交付税による取崩し型基金とされた。

参考：復興基金（内閣府HP・防災情報のページ）

http://www.bousai.go.jp/kaigirep/houkokusho/hukkousesaku/saigaitaiou/output_html_1/2-2-4-3.html

[文献] 中越防災安全推進機構・復興プロセス研究会（2015）：中越地震から3800日、ぎょうせい

新潟県中越	作成：2016.05	執筆：有田・内川・橋本
-------	------------	-------------